建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する大阪府計画　令和8年度取組予定

資料３

第4章　総合的かつ計画的に講ずべき施策				取組予定	報告者
建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	1(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等 建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るためには、建設工事の請負契約において、安全及び健康の確保に関する経費（以下「安全衛生経費」という。）が適切に確保された適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。	1	安全衛生経費は建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、その実態を踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるようにする必要がある。	・国土交通本省において、安全衛生経費確保のために実効性のある施策の検討、安全衛生経費についての広報活動を行う。	近畿地方整備局
		2	公共工事の発注者においては、国土交通省の建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会による「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて（提言）」を踏まえ、引き続き安全衛生経費の適切かつ明確な積算を行う。	・引き続き実態調査を行い必要経費の計上に努めていく。	近畿地方整備局
				・国の積算基準に準じて適切かつ明確な積算を行う。また、最新の積算基準に準拠した基準改定を実施する。	府発注部局
		3	民間工事においても、こうした安全衛生経費を適切に確保する取組が求められる。	・工期に関する基準について、民間工事に至るまでの周知徹底を行う。また、高齢技能者が安全に作業し続けられるよう、必要な経費の上乗せの要望を行う。	大建協
				・これまでと同様、会員企業各社へ、積算・見積に関する講習会参加を推進し、発注官公庁へ、民間発注者側に対し、適正な金額で契約することで、安全衛生経費の確保ができるよう指導を要請。	大中建
				・これまでと同様、全会員企業へ協会メールマガジン等による建設業法、働き方改革関連等、行政通達を周知する。	電業
		4	近畿地方整備局及び大阪府は、立入検査、建設業取引適正化推進期間において大阪府が実施する建設業者向けの建設業法研修会（以下「建設業法研修会」という。）を通じ、安全衛生経費の積算及び確保について、法令遵守の徹底のほか、前述の提言に基づいた安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の普及を図る。	・建設業法第31条に基づく立入検査、建設業法研修会を通じて、安全衛生経費の積算及び確保について、法令遵守の徹底を図る。また、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の普及を図る。	近畿地方整備局
				・府内の建設業者を対象に実施する建設業法研修会において、法令遵守の徹底のほか、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の普及を図る。（年2回・11月） ・立入検査を実施する。（適宜）	府建振課
		5	安全衛生経費の必要性や重要性について、発注者等及び建設業者に対して理解してもらうよう周知の徹底を図る。	・本省が作成するリーフレットやホームページ（安全衛生費の確保の重要性・確認表・標準見積書について、建設業者向け、一人親方向け、地方公共団体及び民間の発注者向け、個人の施主向けに発信）を活用して周知。	近畿地方整備局
				・建設業法研修会での周知。国土交通省が作成するリーフレットやホームページを活用して周知 ・宅地建物取引業者等への周知	府建振課
		6	公共工事の発注者は、前述の確認表及び「標準見積書」の活用等について、元請業者等に対して啓発する。	・本省が作成するリーフレット等を活用して工事現場や打合せ会議において啓発	近畿地方整備局
				・国土交通省が作成するリーフレット等も活用して、工事安全パトロールや講習会等の機会を利用して、地道に啓発して行く。	府発注部局
	1(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定 工期の設定については、建設工事従事者の健康確保や災害防止等の観点から、新・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に沿って適切な工期が定められる必要がある。また、内装工事や設備工事等の後工程の適正な工期確保といったことも考慮しながら適切になされる必要がある。	7	公共工事においては、通常、発注者において工期が設定されていることから、発注者は、工事の特性等を踏まえ、適正に工期を設定するとともに、やむを得ない事由が生じた場合、受注者と協議を行い、適切に工期延長等を行う。	・直轄土木工事における適正な工期設定指針に基づき、週休2日を前提とする工期設定し、契約後、受注者の責によらない工期変更が必要となった場合には、受発注者間協議のうえ、週休2日を達成するために必要な工期変更を行っていく。	近畿地方整備局
				・原則として、週休二日（4週8休含む）を前提に工期の設定を行い、工事を発注する。また、天災等やむを得ない事由が生じた場合、受注者と協議を行い、適切に工期延長等を行う。	府発注部局
		8	一時期に工事を過度に集中させないため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。	・国債・翌債の活用に加え、余裕期間制度も活用し、より一層の平準化・早期発注に努めていく。	近畿地方整備局
				・年度当初から工事に着手出来るよう発注の工夫を行うなど、施工時期の平準化に努める。	府発注部局
		9	大阪府及び近畿地方整備局は、大阪府発注者協議会等を通じて、市町村に対して情報提供を行うなどにより、市町村における施工時期の平準化などの取組を促進する。	・近畿ブロック発注者協議会での情報共有等。	近畿地方整備局
				・大阪府地域発注者協議会と連携し、府内市町村の発注者としての工期の平準化等への取組を支援する。 ・発注者向け建設業法研修会で周知する。（年1回・11月）	府建振課・府発注部局
		10	民間工事においては、発注者が工事仕様や施工条件等を示し、受注者が施工に要する工期を発注者に示した上で請負契約が締結されることが多い。このため、受注者は、適切な工期設定を行い、その内容を発注者に分かりやすく説明し理解を得るよう努め、発注者においても受注者と十分に協議し、適正な工期での請負契約を締結することが求められる。また、やむを得ない事由が生じた場合、受注者と発注者又は元請負人と下請負人双方協議のうえで、適切に工期延長等を行う必要がある。	・公共工事の入札契約方式の運用に関するガイドラインの改定に関する要望を行う。 ・工期に関する基準について、民間工事に至るまで周知徹底を行う。	大建協
				・これまでと同様に、ガイドラインを周知し、受注者として適正な工期を示し、請負契約を結ぶよう指導。	大中建
				・上部団体である日本空調衛生工事業協会と連携を図りながら適切に対応していく。（空衛協） ・工期最終盤に繁忙期を迎える電気設備工事では、受注者の責に依らない工程の遅れによるしわ寄せが、常態化しており、エビデンスを残すよう指導する。（電業）	建設業者団体

第4章　総合的かつ計画的に講ずべき施策				取組予定	報告者
		11	工期の設定に当たっては、前述の関連法令の趣旨やガイドラインを踏まえ、発注者と受注者とが協力しながら、建設工事従事者の週休二日（4週8休含む）の実現や長時間労働の是正に向けた取組を進める。	・契約後、受発注者間でクリティカルパスや課題など、工事工程に影響が懸念される情報の共有をルール化している。週休二日達成に向けて取り組む。	近畿地方整備局
				・原則として、週休二日（4週8休含む）を前提に工期の設定を行い、工事を発注する。	府発注部局
				・「長時間労働の是正」を阻む要因を分析するための現場勤務実態調査報告書を作成する。 ・現場職員の労働時間や4週8休、4週8閉所及び有給休暇取得率等のアンケート結果を集計した報告書を作成し、それを基に意見要望を行う。	大建協
				・建設現場「土日一斉閉所」構成団体として、運動を推進し、また、官公庁の取組みを周知。	大中建
責任体制の明確化	2 建設工事の請負契約に基づく責任体制の明確化 建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。	12	近畿地方整備局及び大阪府は、立入検査、建設業法研修会等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。	・建設業法第31条に基づく立入検査、40条の4に基づく建設Gメン調査、建設業法研修会を通じて、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。	近畿地方整備局
				・建設業法研修会において法令遵守の徹底を図る。（年2回・11月）	府建振課
		13	下請契約において、建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、大阪労働局は、研修会・パトロール・現場指導を通じて、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 ・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。 ・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。	大阪労働局
建設工事の現場における措置の統一的な実施	3（1）建設業者間の連携の促進 元請負人においては、建設工事の現場における作業間の連絡調整、下請負人が行う安全衛生教育への支援、建設工事の現場内の設備・機械等の安全確保等、労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理を行う必要がある。 また、下請負人においては、作業計画の作成や元請負人への報告、自らが雇用する労働者の安全対策、下請負人同士の作業間の連絡調整等を行う必要がある。 なお、元請負人と下請負人とがそれぞれに求められる役割を適切に果たし、事故のない安全な建設工事の現場を築くためには、両者が良好な信頼関係のもと、日々緊密なコミュニケーションを保ちながら、安全性の確保に向けた各取組を進めることが求められる。	14	大阪労働局は、建設工事の現場における統括安全衛生管理に係る指導の徹底を図る。	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 ・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。	大阪労働局
		15	大阪府は、大阪労働局及び建設業労働災害防止協会大阪府支部と連携して、建設業法研修会等で建設現場の安全衛生管理体制の重要性を周知する。	・各労働基準監督署は、建設業労働災害防止協会と連携し、同協会が行うご安全に運動研修会において、建設現場の安全衛生管理体制の重要性について周知する。	大阪労働局
				・建設業法研修会において周知・啓発する。（年2回・11月）	府建振課
	3（2）一人親方等の安全及び健康の確保 一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等も対象に含めて建設工事の現場における措置を統一的に実施することが必要である。	16	大阪労働局は、大阪府と連携して、一人親方等の災害状況の周知を行う。	・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局
				・建設業法研修会において周知・啓発する。（年2回・11月）	府建振課
		17	同一の建設工事の現場において、労働者と一人親方等の区別なく安全衛生教育を実施する等により、一人親方等の安全及び健康の確保に配慮するよう、建設業者に対して周知・啓発する。	・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局
				・建設業法研修会において周知・啓発する。（年2回・11月）	府建振課
		18	一人親方等に一定の危険有害な作業の一部を請け負わせる建設業者が一人親方等の安全及び健康の確保のための措置を徹底するよう、建設業者に対して周知・指導を行う。	・大阪府が実施する建設業法研修会等やホームページ、集団指導等で周知する。	大阪労働局
		19	厚生労働省は、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。	・各労働基準監督署において、監督指導等の実施時に、一人親方等の業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等の方法について説明する。	大阪労働局
	3（3）一人親方の労災保険特別加入制度の加入促進等 一人親方については、本来の労災保険の対象とはならないため、一人親方が労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。 一方、一人親方のうち適正でないと考えられる者、すなわ	20	大阪労働局は、労災保険への加入を希望する一人親方が漏れなく任意加入できるよう、他の関係団体・機関と連携して、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への適切な加入について、積極的な促進を図る。	・一人親方用及び中小事業者用特別加入制度リーフレットを連絡会議全構成員に説明し、協力を要請する。	大阪労働局
				・会員企業へ労働局のパンフレット等を周知し、その関連会社や下請け企業等への特別加入促進に取り組む。	大中建
				・第2種特別加入（一人親方等）認可団体として、日常的に相談窓口として制度について周知していく。上部企業からの現場入場のためだけの加入希望には実態判断が必要で、労働者性の強い希望者が多いことも否定できないため、適切な加入について周知を行う。	大建労

第4章　総合的かつ計画的に講ずべき施策				取組予定	報告者
	ち、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図し、本来雇用すべき技能労働者を個人事業主化させる、規制逃れを目的とした一人親方など、契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には、本来の労災保険の対象となるなど、労働者として扱われるべきである。	21	契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には、労働者として扱うよう周知・指導を行う。	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局
		22	近畿地方整備局及び大阪府は、大阪労働局と連携して、同様の周知を行うとともに、元請負人及び下請負人が一人親方の実態を適切に確認できるよう、そして、一人親方本人も契約の実態を自ら確認できるよう、国土交通省制定の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく「働き方自己診断チェックリスト」の活用の促進を図る。併せて、一人親方が労災保険料等の費用を負担できるよう、一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知を行う。	・説明会などで「働き方自己診断チェックリスト」の活用の促進を図る。 ・「下請取引等実態調査」等における建設業者に対する指導	近畿地方整備局
				・建設業法研修会において周知・啓発する。（年2回・11月）	府建振課
設計、工法等の普及	**4　建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、工法や資機材等の普及の促進** 「i－Construction」やインフラ分野のDXの施策を建設工事の現場に導入することにより、建設生産システム全体の生産性向上を図り、死亡事故の撲滅等、魅力ある建設工事の現場を目指す必要がある。	23	近畿地方整備局及び大阪府は、ICT建設機械やUAV（ドローン等）を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させる「ICTの全面的な活用」を促進するとともに、建設機械施工の自動化・遠隔化、ロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて安全な工法等の活用を推進する。さらに、「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の活用を促進する。	・デジタル技術を活用して社会資本や公共サービスを変革し、安全・安心で豊かな生活を実現するインフラ分野のDXの普及促進を図る。 ・「公共工事等における新技術活用システム」により新技術の活用を促進し、施工性や安全性の向上、作業の効率化や環境対策への取り組みを推進する。	近畿地方整備局
				・一定規模以上の土木工事において、ICT建設機械を用いた土工やUAV(ドローン等）を用いた測量等を行う際、国に準拠した基準（積算基準・仕様書）を定め、活用環境の整備に努める。	府発注部局
		24	近畿地方整備局、大阪府及び建設業者団体はそれぞれ、BIM/CIM（（Building Information Modeling / Construction Information Modeling, Management）の安全衛生対策の活用事例も含め、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る優良先行事例の収集・周知及び活用を行う。	・下記リンク等のとおり、建設生産プロセスにおける様々な活用事例を収集し、周知・活用を行う。 BIM／CIMポータルサイト｜国土交通省 (nilim.go.jp) https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/case.html	近畿地方整備局
				・国のBIM/CIM実施方針において、施工計画の検討補助や現場作業員等への説明などの活用策が事例として示されており、その動向を注視しながら、「土木事業における BIM/CIM 適用に関する試行方針」に基づき、受発注者の生産性向上を目的に、土木業務にBIM/CIM を適用していく。	府発注部局
				・当協会ホームページの建設技術情報データベースで、施工の安全性に配慮した事例を会員企業より収集・配信を行う。	大建協
		25	大阪労働局は、安全な施工の普及を図るための厚生労働省が策定する各種ガイドラインを建設工事関係者連絡会議を通じて公共工事の発注者等に対して周知・啓発する。	・建設工事関係者連絡会議を通じて公共工事の発注者等に対して周知・啓発する。	大阪労働局
				・i－Construction推進連絡調整会議に参画する。	大建協
				・大阪労働局や労働基準監督署が開催する「建設工事関係者連絡会議」に出席し、建災防活動について周知する。	建災防
		26	情報通信技術を活用した取組として、ウェアラブル端末等を利用して建設工事従事者の位置情報や生体情報等を収集し、事故の傾向の把握や予防策の検討を行うなど、IoT等を活用した労働災害防止対策を促進する。	・説明会の開催等により、ウェアラブル端末を利用した位置情報、バイタル情報等を活用した災害防止等の周知を図る。	大阪労働局
建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関す	**5（1）建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発** ・安全衛生教育の継続的な実施が労働災害の防止に効果的と考えられることから、労働安全衛生法で定められた法定の教育や安全衛生管理の能力向上教育など、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性について十分な理解を促しつつ、能力向上教育等の原則実施をより一層積極的に促進する必要がある。また、建設業における24歳以下の若年労働者の労働災害発生割合は他産業に比べて著しく高いことも踏まえつつ、建設業者や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるため、危険感受性を高める安	27	大阪労働局は、「大阪発・新4S運動」の一環として、「安全Study活動」を実施し、雇入れ時教育、能力向上教育等の教育機会の周知を図る。	・大阪労働局及び各労働基準監督署は、集団指導等において、「大阪発・新４S運動」とその一つの活動である「安全Study活動」について説明し、教育の重要性について説明する。	大阪労働局
		28	VR（バーチャル・リアリティ）技術等を応用した危険感受性を高める安全衛生教育を促進する。	・大阪労働局及び各労働基準監督署は、集団指導等において、「安全Study活動」について説明し、VR技術等を応用した危険感受性を高める安全衛生教育を促進する。	大阪労働局
		29	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、「大阪発・新4S運動」に協賛し、建設業者や建設工事従事者に対して、安全衛生推進者能力向上教育、統括安全衛生責任者教育等の安全衛生教育を実施する。	各種能力向上教育を実施する ・足場の組立等作業主任者能力向上教育（2回） ・職長・安全衛生責任者能力向上教育（3回） ・安全衛生推進者等の能力向上教育（1回）	建災防
		30	若手職人等入職1年以内の未熟錬工については、特に労働災害の発生割合が高いことを踏まえて、雇入れ時教育時に危険感受性を高める教育を行うなど、特性に応じた安全衛生教育の実施を推進する。	・大阪労働局及び各労働基準監督署は、集団指導等において、「大阪発・新４S運動」とその一つの活動である「安全Study活動」について説明し、教育の重要性について説明する。	大阪労働局
		31	建設業者団体においても、安全衛生教育に関する講習会等を実施し、建設業者の自主的な取組を促進する。	・職長教育を開催予定（11月）	電業
				・講習会に関しては、協力企業との連携を図り、開催を検討。	大中建

第4章　総合的かつ計画的に講ずべき施策				取組予定	報告者
る意識の向上	たり、危険感受性を高める安全衛生教育等の自主的な取組を促進する必要がある。			・安全衛生大会等を通じて、会員企業の安全衛生意識の向上に努めていく。（空衛協） ・作業主任者技能講習等を実施する。（12種類・49回） 安全衛生教育や特別教育を実施する。（11種類・38回） 建築物石綿含有建材調査者講習を実施する。（3回）（建災防）	建設業者団体
		32	大阪労働局は、全国安全週間や全国労働衛生週間等において、研修会、安全衛生大会等、安全衛生に関する各種事業を、大阪府、建設業者団体及び建設業労働災害防止協会大阪府支部と連携して実施する。	・「大阪発・新4S運動推進大会」等において、大阪府や建設業団体の協力のもと、建設工事の安全及び健康に関する対策等について説明する。(7月予定)	大阪労働局
				・全国安全週間等に合わせた安全パトロール等を実施し、請負業者の安全意識の向上に努める。	府発注部局
				・全国安全週間実施要領等を配布する。 ・全国安全週間等の啓発ポスターを掲示する。	府建振課
				・6月下旬、安全大会を開催予定 ・全国安全週間等の実施要領を全会員企業に周知する。 ・全国安全週間等の啓発ポスターを掲示する。	電業
				・令和8年度安全衛生大会を実施する。 （10月6日に実施予定）	空衛協
				・第61回大阪府建設業労働災害防止大会を開催する（6月19日）	建災防
	・建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の高揚や安全衛生水準の向上、建設工事従事者の技能者としての地位向上を図る。	33	大阪労働局においては、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者や建設業者等を表彰する。	・「大阪発・新4S運動推進大会」において、特に優秀な建設現場等に対し、厚生労働大臣、大阪労働局長が表彰する。(7月予定)	大阪労働局
		34	建設業者団体及び建設業労働災害防止協会大阪府支部においても、独自に各種顕彰制度を実施する。	・独自顕彰制度として、評点70点以上の会員企業が当該年度施工案件に対し、安全優良事業場表彰予定（6/下旬）	電業
				・令和8年度安全衛生大会において、安全衛生上、優良な工事現場を表彰する。（10月6日開催予定・20社から30社程度）	空衛協
				・毎年開催している大阪府中小建設業振興大会において、優良現場施工管理者表彰を実施する。	大中建
				・建災防本部表彰を実施する。（10月） ・建災防支部表彰を実施する。（6月） ・分会安全競争表彰を13分会が半年毎に年26回実施する。	建災防
		35	受賞した建設業者及び建設工事従事者の優秀な技能や取組については、大阪府が実施する建設業法研修会やホームページで紹介し周知する。	・建設業法研修会において周知する。（年2回・11月）	府建振課
	5（2）建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の促進 建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者によるリスクアセスメントと建設工事従事者による日々のKY（危険予知）活動の両方が機能することが重要であり、前者については、計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメント）の一部として実施されることが求められる。	36	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、建設業者が効果的なリスクアセスメントを行い、建設工事の現場の状況に即した有効な安全衛生対策の実施につなげていけるよう、建設業の特性を踏まえて開発した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）」の一層の普及促進に努める。	・広報誌「建設の安全」や「建災防おおさか」、ホームページにて全会員に広報する。また建災防本部では、説明会をWEBにて開催する。	建災防
		37	大阪労働局は、「大阪発・新4S運動」の一環として、「リスク評価推進活動」及び「安全見える化活動」を実施し、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の収集・分析及び建設業者の創意工夫事例を周知する。	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局
		38	建設業者の自主的な取組を一層活発にするためには、安全衛生対策に取り組む中小事業者等の意欲を喚起する労働安全衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用が有効であり、そのメリット等についての周知を図るとともに、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会と連携し、労働安全衛生コンサルタントの育成を図るなど、その活用を促進する。	・各労働基準監督署においてリーフレットを配置する等により労働安全衛生コンサルタントの活用を促進する。	大阪労働局
		39	公共工事の発注者は、一定規模以上の工事等特定の建設工事について、完了時における建設業者の安全衛生管理を評価するよう努め、建設工事の現場における自主的な取組を促進する。	・直轄工事に関して、工事成績評定時に評価を行う。	近畿地方整備局
				・工事成績評定において、安全対策を評価項目とする。	府発注部局
墜落・転落災害の防止対策の充実強化	6（1）労働安全衛生法令の遵守徹底等 建設工事の現場では、全国的に今なお墜落・転落災害が最も多く、特に大阪府においては、死亡者数全体に占める墜落・転落災害の割合が、近年、約3～7割を占めており、全国と比べて高い割合で推移している。なかでも墜落制止用器具を適切に使用していなかったことによる死亡災害事案が引き続き多い。	40	建設業者は、墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、墜落制止用器具の使用の徹底、作業床の端や開口部等への囲い、手すり等の設置、足場の組立て時等及び作業開始前の点検の徹底等に取り組む。	・安全衛生大会等を通じて、会員企業の安全意識の向上に努めていく。（空衛協） ・6月19日大阪府建設業労働災害防止大会を開催。（建災防） ・安全大会を開催予定（7月）（電業）	建設業者団体

第4章　総合的かつ計画的に講ずべき施策				取組予定	報告者
化		41	大阪労働局は、この取組を支援するため、「大阪発・新4S運動」の一環として「命綱GO活動」を実施し、パトロール・現場指導において、建設工事の現場における労働安全衛生規則の遵守徹底を図る。	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 ・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。	大阪労働局
		42	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、「大阪発・新4S運動」に協賛し、安全指導者による安全パトロール等を実施する。	・大阪労働局と連携し、「ご安全に運動パトロール」を1回実施する。（11月10日）	建災防
	6（2）墜落・転落災害防止対策の充実強化 墜落・転落災害の一層の防止を図るためには、法令遵守の徹底に加え、より安全な措置の普及や作業を行う労働者の安全衛生意識の高揚、転落・墜落災害防止策に係る知識の習得など、教育面の対策を進めていく必要がある。	43	大阪労働局は、屋根・屋上等の端・開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの普及を図る。また、VR（バーチャル・リアリティ）技術等を応用した危険感受性を高める安全衛生教育など、新規入職者をはじめとして、高所作業従事者一人一人の危険感受性を向上させるための安全衛生教育の促進を図る。	・説明会を開催する等により墜落・転落を防止するためのマニュアル（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアル）の普及を図る。 ・大阪労働局及び各労働基準監督署は、集団指導等において、「安全Study活動」について説明し、VR技術等を応用した危険感受性を高める安全衛生教育を促進する。 ・説明会の開催、定期監督・個別指導時の現場ごとの説明、各種リーフレットの配布や大阪労働局ホームページにおける掲載等により、周知・指導を行う。	大阪労働局
		44	大阪労働局は、足場からの墜落・転落災害について、手すり先行工法等などの「労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい『より安全な措置』等」の一層の普及を促進する。	・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局
		45	大阪府は、大阪労働局と連携して、建設業法研修会において、「大阪発・新4S運動」等の周知や災害事例等の紹介を行う。	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。	大阪労働局
				・建設業法研修会において周知・啓発する。（年2回・11月）	府建振課
		46	厚生労働省の建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合による報告書を踏まえ、発注者と受注者においては、それぞれの立場において、過去の災害事例等を参考に災害防止対策を行う。	・工事発注者や受注者等が参加する工事安全協議会で事故事例や事故再発防止対策事例を紹介し、官民連携して事故撲滅を目指す。 ・自治体や建設業団体からの要請を受けて行う、建設工事事故に関する出前講座において注意喚起等を行う。 ・毎年度「工事等事故防止重点対策項目（社会的影響に繋がる事故）」に墜落を設定しており、記者発表、整備局HPへの掲載、安全大会等で周知し、事故の安全対策強化を図る。 ・ニュースレターあんぜん（整備局HP掲載）を発行し、工事受注者や、日建連等各種業界にも情報発信を行い、墜落事故防止に取り組む。	近畿地方整備局
				・事故事例を整理し、発注者・受注者で共有した上で、災害防止対策に取り組む。	府発注部局
				・前年同様、引き続き、災害事例を周知し、現場での新規入場者教育等に活用を促し、災害防止に努める。	大中建
				・大阪労働局・労働基準監督署後援のもと、「ご安全に運動研修会」を分会ごとに13回開催する。（10～11月） ・今年度は、「(仮称)忘れてはならない災害事例とパトロールの着眼点」と題したテキストを作成し、墜落・転落災害をはじめとした災害防止対策を目的とした研修会を開催する。	建災防
健康確保対策の強化	7（1）熱中症、騒音障害防止対策 労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、厚生労働省制定の「職場における熱中症予防基本対策要綱」及び「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく健康障害防止対策に取り組むことが必要である。	47	大阪労働局は、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策が適切に実施されるよう、その周知及び指導を行うほか、日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や建設工事従事者向けの教育ツールの提供を行う。また、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」等を研修会・パトロール・現場指導において啓発する。	・説明会の開催、定期監督・個別指導時の現場ごとの説明、各種リーフレットの配布や大阪労働局ホームページにおける掲載等により、周知・指導を行う。 「職場における熱中症予防基本対策要綱」は廃止され、令和8年3月18日付けで、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」が策定されました。 ・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。 ・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。	大阪労働局
		48	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、「熱中症予防対策強調期間」における熱中症予防パトロールや建設業における熱中症予防指導員研修を行う。	・建設業における熱中症予防指導員研修を2回開催する。 ・「熱中症予防対策強調期間」における熱中症予防パトロールを13分会で実施する。 ・厚生労働省において策定されたガイドラインの周知をホームページ等で行う。	建災防

第4章　総合的かつ計画的に講ずべき施策			取組予定	報告者
	49	公共工事の発注者は、猛暑日等を考慮して、工期を設定するなど、熱中症予防のための配慮を行うよう努める。	・可能な範囲で猛暑期間を回避した工事発注を行うとともに、猛暑日を考慮した工期設定を行い、熱中症予防として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正を行ってきたが、更に、工期設定指針を改定するとともに官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には適切に工期変更を行うほか、その工期延長に応じて増加費用の積算で対応。	近畿地方整備局
			・「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」に合わせて、請負業者あてに熱中症対策を実施するよう促す。 ・工事安全パトロール等の継続実施	府発注部局
	50	大阪労働局は、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音に係る作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策の適切な実施が行われるよう、その周知及び指導を行うほか、作業環境測定に関する支援等を行う。	・説明会の開催、定期監督・個別指導時の現場ごとの説明、各種リーフレットの配布等によりガイドラインの周知・啓発を図る。 ・作業環境測定機関を大阪労働局ホームページに掲載する等により、作業環境測定に関する支援等を行う。	大阪労働局
	51	大阪府及び建設業者団体等は、研修会等において、建設工事従事者の熱中症や騒音障害を防止するため、WBGT（暑さ指数）や等価騒音レベルの測定、休憩場所の整備等、これらの要綱に基づく取組の周知・啓発を図り、建設業者は、これらの要綱に基づく取組を進める。	・建設業法研修会において周知・啓発する。（年2回・11月）	府建振課
			・厚労省発信の熱中症予防対策の徹底やWBGT値（暑さ指数）の認知度が高めるため、啓発チラシなどHPに掲載とともにメールマガジンにより会員企業に周知	電業
			・空調服、日よけたれ、飲料等の支給及び斡旋	建団連
			・熱中症に対する啓発チラシ等を配布し、また、発注官公庁に対し、労働環境に応じた設計労務単価の引上げ、天候を考慮した工期変更、それに対応する管理費等の補正への対応等、継続した議論を要望。	大中建
7（2）解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等 石綿が用いられている建築物の解体工事が増加する中、石綿による労働者の健康障害を防止するため、石綿障害予防規則に基づく措置等の石綿ばく露防止対策の徹底等を図る必要がある。	52	大阪労働局は、石綿事前調査結果報告システム、厚生労働省及び環境省制定の「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」などの周知や建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨を行うほか、石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施と記録の作成等の石綿障害予防規則に基づく措置を実施するよう大阪府とも連携して周知・指導を行う。	・説明会の開催、定期監督・個別指導時の現場ごとの説明、各種リーフレットの配布や大阪労働局ホームページにおける掲載等により、周知・指導を行う。	大阪労働局
	53	同規則に基づく適正な措置の実施状況等を点検するため、建築物の解体・改修工事への立入調査を行う。さらに、建設業者に解体工事を施工させるにあたり、費用や工期等の面で配慮するよう、発注者に対して周知・啓発を図る。	・説明会の開催、定期監督・個別指導時の現場ごとの説明、各種リーフレットの配布や大阪労働局ホームページにおける掲載等により、周知・指導を行う。	大阪労働局
	54	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、石綿ばく露防止のための技能等を有する者を育成するため、建築物石綿含有建材調査者講習及び石綿作業主任者技能講習を実施する。	・建築物石綿含有建材調査者講習及び石綿作業主任者技能講習を実施する。	建災防
	55	大阪府は、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく適正な石綿飛散防止措置の実施状況等を点検するため、建築物等の解体現場等に立入調査を行う。	・大阪府「みんなで防止‼石綿飛散」推進会議の開催、大阪府石綿飛散防止対策セミナーの開催、建築物解体現場等一斉パトロールの実施	大阪府
	56	大阪府及び建設業者団体等は、研修会等において、解体・改修工事における石綿ばく露防止に資する情報を周知する。	・建設業法研修会において周知・啓発する。（年2回・11月）	府建振課
			・国からの石綿ばく露防止に関する通達などを会員企業へ適宜、情報提供を図る。（空衛協） ・大阪労働局にて開催があれば、石綿障害予防規則等の法改正説明に、建災防の講師を派遣して協力する。（建災防） ・会員を対象に大阪府主催の石綿飛散防止対策セミナーに関する情報を周知する。（大建協） ・会員企業に対し、関連する行政通達等の資料をメールマガジンで配信予定（電業）	建設業者団体
	57	建設工事従事者の石綿ばく露を防止するため、建設業者は、石綿障害予防規則及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」等に基づき適正に解体・改修工事を施工し、発注者は、同規則に基づく配慮等を行う。	・土木構造物の解体に伴い、受注者において、石綿事前調査を実施していただく必要が生じた場合は、設計変更にて適切に調査費用を計上してまいります。 なお、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」より道路土工、橋梁（塗装部分を除く）など国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された構造物については、事前調査を行う必要がないと聞いております。	近畿地方整備局
			・大阪府アスベスト対策推進会議などを通じて庁内の連携を図りながら、府有施設の石綿ばく露防止対策を進める。	府発注部局

第4章　総合的かつ計画的に講ずべき施策			取組予定	報告者
			・国からの石綿ばく露防止に関する通達などを会員企業へ適宜、情報提供を図る。（空衛協） ・4月に、建設現場における主要災害防止の具体的対策をまとめた「令和8年度建設業労働災害防止対策実施事項」を会員に対し配布して周知。石綿障害の予防について記載あり。（建災防） ・「みんなで防止！！石綿飛散」推進会議に参画する。（大建協）	建設業者団体
7（3）新興・再興感染症への対応 新興・再興感染症が発生・拡大した際には、同感染症による労働災害の更なる発生を抑止する。	58	関係する政府方針等を、大阪府は建設業者団体等を通じて、建設業者団体等は建設業者に、速やかに周知し、建設業者は、その方針等に基づき、適切な対応を講じる。	・建設業法研修会において周知・啓発する。（年2回・11月）	府建振課
			・国からの方針、通達などを会員企業へ速やかに、情報提供を図る。（空衛協） ・新興・再興感染症が発生・拡大した際には、関係省庁から発信される情報等を会員へ速やかに周知を行う。（建災防） ・関係する政府方針等が発信されれば、会員企業に対し、速やかにメールマガジンで配信予定（電業）	建設業者団体
7（4）メンタルヘルス対策 メンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされることから、建設工事従事者のメンタルヘルス対策、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進する必要がある。	59	大阪労働局は、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策等を研修会・パトロール・現場指導において啓発するとともに、独立行政法人労働者健康安全機構大阪産業保健総合支援センターなどの建設工事従事者が活用できる健康相談窓口について、周知及び活用促進を図る。	・説明会の開催、定期監督・個別指導時の現場ごとの説明、各種リーフレットの配布や大阪労働局ホームページにおける掲載等により、周知・指導を行う。	大阪労働局
	60	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、建設工事の現場におけるメンタルヘルスと職場環境改善対策として「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の普及を図る。	・令和7年より50人未満の事業場においてもストレスチェックの義務付けがされたため、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」については、現在、建災防本部にてチェック項目等を含めて改訂を検討中。大阪府支部としては、大阪労働局のリーフレット等を用いてメンタルヘルスに関する周知を行う。 ・職長・安全衛生責任者教育でのストレスチェックについての内容は、現在、建災防本部にて見直しを検討しており、今年度中に改訂予定。	建災防
	61	建設業者は、労働者の協力を得て、ストレスチェックを実施するとともに、その結果に基づく集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善を行うことでメンタルヘルス不調の予防を強化する。	・従業員50人未満の中小事業主に対して、～厚生労働省 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」より～ を紹介	電業
			・厚生労働省より「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」が公表されているので、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法※による、労働者数50 人未満の事業場におけるストレスチェックの実施の義務化（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）に向けて周知を行う。	建災防
処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 8（1）社会保険の加入の徹底 労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、社会保険の加入対策を進めることが必要である。	62	近畿地方整備局は、近畿地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会（以下「近畿地方協議会」という。）を通じて、大阪府及び建設業者団体と連携し、社会保険の加入対策に取り組むとともに、取組状況の情報共有を図る。	・近畿地方協議会の場を活用し、大阪府及び建設業者団体と連携し、取組状況の情報共有を図ることで、社会保険等の加入対策を進める。	近畿地方整備局
			・建設キャリアアップシステムの普及促進に向けた取り組みを行う。	大建協
			・会員企業各社へ、関係会社や下請け企業等への社会保険等の加入について周知を依頼。	大中建
	63	近畿地方整備局及び大阪府は、建設業者に対する立入検査や建設業法研修会を実施し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従事者の社会保険の加入の促進を図る。	・建設業法研修会を通じて、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従事者の社会保険等の加入の促進を図る。	近畿地方整備局
			・建設業法研修会において社会保険等の加入の促進を図る。（年2回・11月）	府建振課
	64	公共工事の発注者は、令和2年10月より作成が義務化された建設工事従事者単位で加入状況等を記載する作業員名簿を活用するなどして発注工事における社会保険の加入確認や保険担当機関への未加入情報の提供を行う。	・平成29年4月から2次下請以下についても社会保険等加入業者に限定している。 ・作業員名簿を提出させることで、未加入対策、現場入場対策を行う。	近畿地方整備局
			・受注者について、社会保険等への加入を入札参加の資格要件とする。 ・下請負人について、建設工事請負契約書に基づき、施工体制台帳（作業員名簿を含む。）と加入確認書類等の提出を求め、未加入が認められた際には、保険担当機関への情報提供を行う。 ・作業員名簿について、工事安全パトロールや講習会等の機会を利用して、地道に周知をして行く。	府発注部局

第4章　総合的かつ計画的に講ずべき施策			取組予定	報告者
	65	未加入業者の入札参加停止措置、工事成績評定の減点等の対策を行う。	・平成29年10月から指名停止及び工事成績評定の減点を実施している。	近畿地方整備局
			・平成30年10月から、契約書において、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人とすることを禁止しており、これに違反した場合の受注者に対する入札参加停止措置等の実施を継続して行う。	府発注部局（契約局）
	66	建設業者団体は、建設業者に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を推進するとともに、民間発注工事においても、例えば、工事施工を社会保険等加入企業に限定する旨の「誓約書」を受注者から発注者に対して提出する仕組みの導入等、社会保険等の加入促進に向けた具体的な取組の実施に努める。	・引続き下請け企業への社会保険等の加入について指導等を行う。（大建協、電業） ・周知徹底等に努める。（建災防） ・社会保険の加入は原則、義務であることを明確にし、それを以て、周知・指導等を継続。（大中建）	建設業者団体
	67	大阪労働局は、一人親方との契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者及び建設工事従事者に対し周知・指導を行うとともに、社会保険の加入の必要について周知を徹底する。保険担当機関への未加入情報の提供も行う。	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知する。 ・現場指導時、工事概要、施工体制、請負状況、有資格者の配置の確認等を行い、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合は、労働基準関係法令が適用されることについて必要な指導を行い、社会保険の加入が必要であることについて周知する。 ・被用者保険の加入逃れ対策として、労働基準監督署が労働者と判断した事案について、年金事務所に情報を提供する。	大阪労働局
	68	近畿地方整備局及び大阪府は、大阪労働局と連携して、同様の周知を行うとともに、元請負人及び下請負人が一人親方の実態を適切に確認できるよう、そして、一人親方本人も契約の実態を自ら確認できるよう、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく「働き方自己診断チェックリスト」の活用の促進を図る。	・説明会などで「働き方自己診断チェックリスト」の活用の促進を図る。 ・「下請取引等実態調査」等における建設業者に対する指導	近畿地方整備局
			・建設業法研修会において周知・啓発する。（年2回・11月）	府建振課
	69	建設業者団体は、建設業者及び建設工事従事者が加入すべき適切な社会保険等を自ら確認できるよう、国土交通省作成の「適切な保険」の確認シート等の活用を推進する。	・関係者に活用を周知、啓発する。	建団連
8（2）建設キャリアアップシステムの活用推進 建設キャリアアップシステムは、建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積するシステムであり、その活用は、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられる職場環境づくりに資するものである。また、民間システム等とのデータ連携を通じた効率的な現場管理により、長時間労働の是正などにもつながるものであり、その普及拡大を図る必要がある。	70	近畿地方整備局及び大阪府は、建設キャリアップアップシステムの利用を促進するため、近畿地方協議会、建設業法研修会等において、機器設置等に対する助成制度等登録の推進施策、民間システムとのデータ連携を通じた効率的な現場管理等建設工事の現場での利用促進施策、退職金制度との連携等建設工事従事者の処遇等への反映推進施策等について、周知等を行う。	・各種説明会などの場において、建設キャリアアップシステムについて、広報活動を行い、システムの活用を推進する。	近畿地方整備局
			・建設業法研修会において周知・啓発する。（年2回・11月）	府建振課
	71	建設業者団体は、建設キャリアップアップシステムの利用を促進するため、建設業者に対して建設キャリアアップシステムの周知等を行う。	・建設キャリアアップシステムの普及促進に向けて、利活用や運用等先進的に取組んでいる建設現場を見学するなど加入促進のための取組みを行う。	大建協
			・会員企業に対して、建設キャリアアップシステムに係る国土交通省からの通知等を適宜送付し、活用を周知していく。	空衛協
			・引き続き、厚労省の助成金等の活用を勧め、会員企業各社へ普及を促進。	大中建
			・組合員向けにCCUS登録申請の援助を行う。上部団体の能力評価申請手数料の全額支援を周知する。	大建労
	72	公共工事の発注者は、建設工事の現場利用に対するインセンティブ措置の導入など、地域の建設業者における利用の状況等に応じて、建設キャリアアップシステム活用のための条件整備を講ずる。	・事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率（カードタッチ率）を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点するなどのモデル工事を実施。	近畿地方整備局
			・総合評価落札方式の一部の入札において、建設キャリアアップシステムの導入を求める。また、総合評価落札方式で、加点措置を導入	府発注部局
8（3）働き方改革の推進 大阪府内の建設業労働者の労働時間は全産業労働者よりも長くなっている。また、給与水準は全産業労働者よりも高く推移しているものの、小規模事業所においては十分な給与水準ではないとの声もある。このため、新・担い手3法や労働時間規制等の労働基準法の趣旨を踏まえ、適正な工期設定、長時間労働の是正、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等建設	73	近畿地方整備局及び大阪労働局は、近畿地方協議会を通じて、大阪府及び建設業者団体の処遇改善の取組を進めるとともに、取組状況の情報共有を図る。	・近畿地方協議会を通じて、大阪府及び建設業者団体と取組状況の情報共有を図る。	近畿地方整備局
			・近畿地方整備局と連携し、情報を共有する。	大阪労働局
			・国土交通省近畿地方整備局をはじめとした、発注機関との意見交換会を開催する。	大建協
			・発注官公庁に対し、地域の建設業の実情についての要望活動や意見交換会を実施。	大中建
	74	近畿地方整備局及び大阪府は、建設業法研修会等において、建設キャリアアップシステム及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」等の周知を図る。	・建設業者に対する研修会等において、建設キャリアアップシステム及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」等の周知を図る。	近畿地方整備局
			・建設業法研修会において周知する。（年2回・11月）	府建振課

第4章　総合的かつ計画的に講ずべき施策			取組予定	報告者
業における働き方改革を進め、魅力ある職場環境づくりを行う必要がある。また、建設業の働き方の変革や魅力向上につながるインフラ分野のDX を推進することも重要である。	75	大阪労働局は、教育訓練の充実やキャリアパス（職歴の道筋）の提示を行う事業主、事業主団体等に対して訓練費用の助成などの支援を行うとともに、在職中の労働者に職業訓練を受けさせた事業主に支援を行う。	・人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース、作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）等） ・人材開発支援助成金（認定職業訓練、キャリアに応じた技能実習等） の積極的な活用勧奨及び周知広報。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html	大阪労働局 （職業安定部）
	76	公共工事の受注者においては、建設工事従事者の処遇の改善が一層図られるよう、施工方法の工夫等による生産性の向上等を通じて、長時間労働の是正や賃金水準の向上等の働き方改革を推進する。	・土木工事における施工技術並びに生産性の向上・改善、施工の合理化等の推進を図るための調査研究を行うとともに講習会を開催する。	大建協
			・新入社員研修「施工管理基礎コース」（4月8～10日） ・中堅社員研修「仕上げ系施工管理コース」（10月予定）の各セミナーを開催する。 ・2級建築施工管理技術検定試験対策講座を開催する。 （2級3月～9月）	建団連
			・新しい工法を会員企業各社へ積極的に周知し、生産性の向上のため、積極的にI導入を促進。	大中建
			・公共工事設計労務単価を基準に、労働者の雇用に伴う法定福利費や安全管理費等の必要経費を含めた適正な労務費が重層下請けの末端の労働者に行き渡るよう発注者及び元請企業に要請する。 賃金水準引き上げをはじめとする建設労働者の処遇改善への理解を求める街頭宣伝を行い、組織内での学習会を実施する。	大建労
	77	発注者においても、週休二日（4週8休含む）の確保や国の公共工事設計労務単価の活用、工事関係書類の削減・簡素化、遠隔臨場、i－Construction等のICT活用やインフラ分野のDXの推進を通じて、建設工事の現場における働き方改革の推進支援に努める。	・BIM/CIMの推進 ・工事関係書類の削減・簡素化（不要、過度な書類作成削減、ペーパーレス化、紙、電子の2重提出削減、検査時の書類削減等）	近畿地方 整備局
			・原則として、週休2日を前提に適正な工期の設定を行い、工事を発注する。また、週休1日の取得に要する費用計上を行う。 ・国の公共工事設計労務単価を活用する。 ・一定規模以上の土木工事、舗装工事、河川浚渫工事、構造物工（橋梁上部工、橋脚、橋台）及びコンクリート堰堤工においてICT活用工事を実施するとともに、ICT工事の積算基準を国に準拠して制定するなど、ICT活用環境整備を整備する。 ・遠隔臨場の導入に努める。 ・国土交通省様式への統一化の実施、押印の廃止等、工事書類の簡素化を検討する。	府発注部局
	78	民間発注工事においても、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保に向け、発注者及び受注者がそれぞれの立場から働き方改革を推進する。	・全ての建設工事において、適正な工期設定等を行い長時間労働是正等を推進することを目的とした「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」をあらゆる機会を通じて周知する。	大阪労働局
			・宅地建物取引業者等に対して「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」等を周知。 ・国が作成する発注者等向けのホームページを活用して同ガイドライン等を周知	府建振課
			・民間発注者に対する適正な工期設定の要望等については、上部団体である日本空調衛生工事業協会と連携を図りながら適切に対応していく。（空衛協）	建設業者団体
	79	建設業者団体は、現場労働時間実態調査の実施、「働き方改革に向けた基本方針」を策定し、周知する等により、長時間労働の是正を始めとした一連の働き方改革を推進する。	・大阪労働局と協力して時間外労働の上限規制に対応した適切な工期の設定にかかる周知・啓発キャンペーンの実施する。	大建協
8（4）建設業における担い手確保の推進 建設工事従事者の高齢化が進行している中、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上、イメージアップを図りつつ、建設業を魅力的な職場とし、中長期的な担い手の確保を進めていく必要がある。	80	建設業をキャリアとして選んでもらえるよう、大阪府及び建設業者団体は、高校生などを対象に、建設現場を身近に感じることができる現場見学会を開催する。	・高校生を対象とした現場見学会を開催する。（11月）	府建振課
			・高校生対象の現場見学会を実施する。（10月～2月）	大建協
			・電気系学科大学生現場見学会を開催予定 （開催時期は、11月頃で検討中）	電業
	81	建設業者団体は、建設機械の操作や型枠職人の体験ができる体験セミナーや高等学校への出前講座、学生が学んだ技能を競うことができる競技大会などを開催する。	・高校生を対象とした体験セミナーを実施する。	大建協

第4章　総合的かつ計画的に講ずべき施策				取組予定	報告者
				・高校生対象の合同出前講座（鉄筋、躯体、型枠、左官等）を実施 兵庫県立篠山産業高校 大阪府立西野田工科高校 修成建設専門学校 奈良県立奈良商工高校 奈良県立奈良南高校 奈良県立高等技術専門校 大阪府立都島工業高校	建団連
				・電気工事士技能競技大会の高校生の部は、10/28開催予定	電業
				・第16回配管技能コンテストを実施する。（9月26日予定）	空衛協
		82	子どもも含め、広く建設業の魅力を知ってもらい、将来の建設業への入職につながるよう、建設業者団体は、小中高生も対象に、職人の技を間近で見たり、実際に体験することができる技能体験フェアなどを開催する。	・「みらいのたからばこ2025 in 大阪」（仮称）への出展 5月30・31日　あべのキューズモール 12月5・6日　インテックス大阪 1月16・17日　あべのキューズモール	建団連
				・今年度は、業界研究セミナーを10月に開催予定	電業
				・支部単位の住宅デー開催支援を行う。	大建労
		83	建設業のイメージアップを図りつつ、入職を促進するため、大阪府は、優れた技能を有する建設工事従事者を表彰するほか、大阪人材確保推進会議において、女性・若者に魅力ある職場づくりや魅力発信に意欲的な企業を表彰するなどの取組を行う。	・大阪人材確保推進会議や大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォームなどに参画し、建設業のイメージアップ、建設工事従事者の入職促進を図り、建設業の担い手確保を推進する。	近畿地方整備局
				・優秀建設施工者大阪府知事表彰を実施する。（2月） ・建設業者団体等が実施する各種行事を後援する。（適宜）	府建振課
		84	建設業者団体は、合同企業説明会などを開催する。	・けんせつWORKフェスタ（旧建設業界研究博）を開催する。	大建協
				・会報紙に若年層の入職促進を意識した記事を掲載し、業界PR活動を行う予定 ・府内工業系高校への中小会員企業紹介訪問は例年どおり、5月～6月の間で、17校訪問予定（1校増加） ・電気系学科大学教授およびキャリアセンターとの意見交換会は、11月に開催予定 ・府内工業系高校教諭との意見交換会は、12月に開催予定	電業
		85	大阪労働局は、若年者等を試行雇用した事業主や体験実習などの若年者等の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った事業主に対して支援を行う。	・トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース） ・人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース、作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）等） ・人材開発支援助成金（認定職業訓練、キャリアに応じた技能実習等） の積極的な活用勧奨及び周知広報。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html	大阪労働局（職業安定部）
人材の多様化に対応した建設工事の現場の安全健康確保（職場環	9（1）女性の活躍促進 建設産業を男女問わず誰もが働きやすく、働きつづけられる業界とするため、国土交通省及び建設業者団体等制定の「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」等に基づき、快適トイレの設置等、現場の労働環境の整備や仕事と家庭の両立のための制度の活用促進をはじめとする働きつづけられるための環境整備等の取組を推進することが必要である。	86	近畿地方整備局及び大阪府は、建設業法研修会等において、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」等の周知・啓発を図り、公共工事の発注者は、女性の活躍促進のための公共工事におけるインセンティブ措置の導入等の環境整備に努める。	・総合評価方式において、女性技術者の現場登用を高く評価する取組を、地域の状況や工事内容などを踏まえ、活用を行う。	近畿地方整備局
				・引き続き、若手・女性技術者を育成するため、一部の総合評価落札方式の入札において、若手・女性技術者を工事現場に配置した場合に加点対象とする。 ・女性用トイレの設置や工夫された作業着等女性が働きやすい職場を創出している工事について、工事成績評定の加点対象とする。	府発注部局
				・建設業法研修会において、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」等の周知・啓発を図る。	府建振課
		87	建設業者団体は、女性部会の設置など、建設産業で働く女性を応援する取組等を通じて、女性の定着促進を図る。	・女性部会「なにわ建女の会」において、働きやすい環境づくりを目指した女性活躍の取り組みを行う。	大建協
				・なでしこ設備会（令和3年7月発足、会員企業の女性社員で構成）における研修会や施設見学会等の活動を通じて、メンバーのスキルアップを図るとともに、女性が働き続けられる職場環境のあり方等についても議論を深めていく。	空衛協
		88	建設業者は、育児休業など柔軟な働き方ができる制度の活用を促進するとともに、トイレや更衣室の整備などにより働きやすい現場の労働環境の整備を図る。	・今年度は予定しておりません。	大建協

第4章　総合的かつ計画的に講ずべき施策				取組予定	報告者
環境の改善	9(2)増加する外国人労働者の労働災害への対応 外国人技能実習生、特定技能外国人等、外国人労働者が増加していることに鑑み、外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育のための手法の提示や外国人労働者も含めた労働者に対する危険の「見える化」のためのピクトグラム安全表示の活用を促進することが重要である。	89	大阪労働局は、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等を周知するなど、効果的な安全衛生教育の実施を促進する。	・説明会の開催、定期監督・個別指導時の現場ごとの説明を行う。	大阪労働局
		90	建設業労働災害防止協会は、外国人労働者のための安全衛生教育映像教材を作成し、災害累計ごとの事例などをホームページ等で公開する。	・厚生労働省のホームページ「外国人労働者の安全衛生管理」の周知や、国土交通省が作成しているリーフレットの周知を行う。また、建災防本部の復旧・復興工事安全衛生確保支援サイトには、多言語の「安全衛生の手引」を掲載。その周知を図る。	建災防
		91	大阪府は、建設業法研修会等において、ピクトグラム安全表示など外国人労働者の労働災害の抑止に資する情報を周知する。	・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	府建振課
		92	建設業者団体は、外国人労働者が容易に理解できる安全衛生教育に関する視聴覚教材等の活用の促進を図り、建設業者は、外国人労働者に対して、同教材等を活用して、安全衛生教育を実施する。	・建災防本部のホームページに掲載している、建災防統一安全様式や、復旧・復興工事安全衛生確保支援において作成している、多言語での「安全衛生の手引」の周知を図る。(建災防)	建設業者団体
	9(3)高年齢労働者の安全及び健康の確保 高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、厚生労働省制定の「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく取組の促進を図るとともに、高年齢労働者が被災しやすい「転倒」の防止のための取組を進める必要がある。	93	大阪労働局は、身体機能の低下等による労働災害のリスクアセスメントの実施、身体機能の低下を補う設備・装置の導入、健康診断等による健康や体力の状況の把握、把握した健康と体力に応じて適合する業務のマッチング等、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を促進するため、同ガイドラインの周知・啓発を行う。	・説明会の開催、定期監督・個別指導時の現場ごとの説明を行う。 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」は廃止され、令和8年2月10日付けで、「高年齢者の労働災害防止のための指針」が策定されました。	大阪労働局
		94	高年齢労働者が安心して安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を支援するため、中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金(エイジフレンドリー補助金)の活用を促進する。	・説明会の開催、定期監督・個別指導時の現場ごとの説明を行う。	大阪労働局
		95	大阪労働局は、転倒等災害防止に資する装備・設備等の普及のための補助や開発促進についての厚生労働省の施策を周知する。	・説明会の開催、定期監督・個別指導時の現場ごとの説明を行う。	大阪労働局
		96	骨密度、「ロコモ度」、視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法や転倒災害の発生状況等を周知して、建設業者によるリスクアセスメントの取組を促進する。このほか、「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組が厚生労働省より示された際にはこれを進める。	・説明会の開催、定期監督・個別指導時の現場ごとの説明を行う。	大阪労働局
		97	大阪府及び建設業者団体等は、研修会等において、エイジフレンドリーガイドラインなど高年齢労働者の安全と健康の確保に資する情報を周知する。	・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	府建振課
				・国からの高年齢労働者の安全と健康の確保に関する情報を会員企業へ適宜周知する。(空衛協) ・大阪労働局作成のリーフレット等、会員へ周知する。(建災防)	建設業者団体
		98	建設業者は、エイジフレンドリーガイドライン等に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。	・大阪労働局作成のリーフレット等、会員へ周知する。(建災防)	建設業者団体
重層下請構造の改善等	重層下請構造は、ある程度は必然的・合理的な側面があるものの、場合によっては、労務費のしわよせが生じて下請負人の労働者への適切な賃金の行き渡りが阻害されたり、安全性や労働生産性の低下を招いたりする場合があると指摘されており、行き過ぎた重層下請構造については、その弊害を極力なくし、労働者に賃金が行き渡たり、安全性や労働生産性をより向上させる必要がある。	99	公共工事の発注者は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針第2の3(2)及び6(1)に沿って、施工体制の把握のため、監理技術者又は主任技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が建設工事の現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うほか、施工体制の把握及び「見える化」のため建設キャリアアップシステムにより施工体制を把握できるようにするなどICTの活用に努める。	・施工体制台帳等の活用による施工体制の確認。 ・その確認について、国が作成することとなるICTの活用等による現場管理のための指針などにも留意しつつ、ICTの活用がされるよう、建設業者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努める(公共工事の入札及び契約の促進に関する法律改正案第17条第2項より)。	近畿地方整備局

第4章　総合的かつ計画的に講ずべき施策				取組予定	報告者
	10(1)施工体制の把握及び見える化 施工体制を発注者が施工体制の点検等により把握することに加え、施工体制を外部に向けて「見える化」(施工体制を発注者など外部に向けて可視化すること。)することで、外部の目も意識した適切な現場管理を行われ、適切な賃金の支払が行われるなど重層下請構造の弊害が解消されることが期待される。				
				・施工体制台帳等の活用による施工体制の確認(施工体系図及び施工体制台帳の提出を求め、府監督職員が現場代理人に対して聞取りを実施等)を行う。	府発注部局
		100	民間工事においても、受発注者の連携等を通じて、このような施工体制を「見える化」する取組が求められる。	・国のICTの活用等による現場管理のための指針等を、会員企業へ適宜、周知する。(空衛協) ・当協会ホームページの建設技術情報データベースで、生産システムの合理化の事例を会員企業より収集し、配信を行う。(大建協)	建設業者団体
	10(2)一括下請負の禁止の徹底等	101	許可行政庁である近畿地方整備局及び大阪府は、建設業法研修会等を通じ、一括下請負や施工体制台帳の作成義務等に関して、建設業者に対して、周知・啓発をするとともに、その義務違反などの疑義がある場合には、建設業者に対して立入検査や報告の徴収を行うなど、法令遵守の徹底を図る。	・建設業研修会等における周知・啓発を図る。 ・立入検査や報告の徴収の実施する。	近畿地方整備局
				・建設業研修会等における周知・啓発 ・立入検査や報告の徴収の実施	府建振課
		102	公共工事の発注者は、(1)の指針に基づき、一括下請負等建設業法違反の防止の観点から、施工体制台帳等の点検の結果、一括下請負や施工体制台帳の作成義務違反等の疑義がある場合には、その事実を許可行政庁に通知するなど、許可行政庁との情報交換等の連携を図る。	・許可行政庁との情報交換等の連携	近畿地方整備局
				・許可行政庁との情報交換等の連携	府発注部局
				・発注部局との情報交換等連携を行う。	府建振課
	10(3)重層下請構造の改善のための機運の醸成等	103	建設業者団体は、建設業者が重層下請構造の改善等に向けた取組を進めていけるよう、その実態の把握、生産システムの合理化の研究等に取り組み、その改善のための機運の醸成を図る。	・当協会ホームページの建設技術情報データベースで、生産システムの合理化の事例を会員企業より収集し、配信を行う。(大建協)	建設業者団体
大阪・関西万博に向けた先進的取組	11　2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に向けた先進的取組	104	2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設・インフラの建設工事において、関係行政機関、発注機関等により構成する2025年日本国際博覧会 会場整備工事 安全衛生連絡協議会を通じ、労働災害防止対策の徹底を図る。	・会場施設解体工事について、2025年日本国際博覧会 会場整備工事 安全衛生連絡協議会を開催し、定期的に安全パトロールを実施する。	大阪労働局
		105	施設・インフラ工事において実施される先進的な取組等については、今後の快適で安全な建設工事のモデルとしていく。	・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	府建振課
				・会員企業からの情報収集及びその周知	大建協